解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

静岡県静岡市清水区庵原町六八番地

社団法人庵原報徳会

清算人　杉山　榮一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

名古屋市北区金田町五丁目二〇番地

社団法人名古屋城北栄養協会

代表清算人　國枝　靖弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十五年十二月十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

兵庫県宝塚市安倉中二丁目一三番二号

医療法人社団金沢歯科医院

清算人　須藤　陽子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月二十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

香川県高松市檀紙町二〇一七番地四

一般社団法人ひかり福祉会

代表清算人　森澤　繁雄

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月十八日大分県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

大分県日田市田島二丁目六番一号

日田市土地開発公社

代表清算人　石松　雅彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市文京町二二九番地二、最後の住所青森県むつ市文京町二〇番一五号

被相続人　亡　石川　良二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

青森市長島二丁目一九番一二号　村上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村上雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市万石町二〇番地、最後の住所宮城県東松島市矢本字蜂谷浦一二六番地一〇

被相続人　亡　阿部　久人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

事務所仙台市青葉区一番町二丁目一〇番一七号仙台一番町ビル七階

相続財産管理人　弁護士　伊藤　佑紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡市貝町大字笹原田五七〇番地、最後の住所茨城県日立市大みか町六丁目一七番一号

被相続人　亡　齋藤　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

茨城県水戸市笠原町一一三三番地アクアシティ笠原二〇三号

相続財産管理人　弁護士　皆川　昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県北群馬郡吉岡町大字小倉二三三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

事務所群馬県高崎市下小鳥町九二番地三

相続財産管理人　飯塚　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所千葉県千葉市若葉区西都賀四丁目一一番一八号

被相続人　亡　金　満斗（通称名大石朝夫）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

事務所千葉県千葉市中央区中央四丁目五番一号　きぼーる二階

相続財産管理人　弁護士　田中　牧人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区白金六丁目二〇三番地、最後の住所東京都渋谷区富ヶ谷二丁目一九番八号松涛マンション四〇三

被相続人　亡　石原　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

東京都千代田区平河町一丁目二番二号朝日ビル三階北川・江木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　江木　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平字北目町一三二番地一、最後の住所東京都江戸川区西葛西三丁目九番三五―九〇八号

被相続人　亡　猪狩志津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

事務所東京都千代田区神田富山町二四神田富山町ビル六階みどり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　海老原　覚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県綾瀬市上土棚中七丁目九二七番地、最後の住所神奈川県藤沢市高倉六六八番地の八レオパレスグリーンプラザ湘南二〇一号室

被相続人　亡　和氣　正二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

横浜市都筑区茅ケ崎中央二五―七フォーラスプラザ二〇三号室

相続財産管理人　弁護士　姜　文江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区西神奈川一丁目五番地六、最後の住所神奈川県厚木市三田六三一番地七

被相続人　亡　牧野　圭多

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル

相続財産管理人　弁護士　角川　圭司